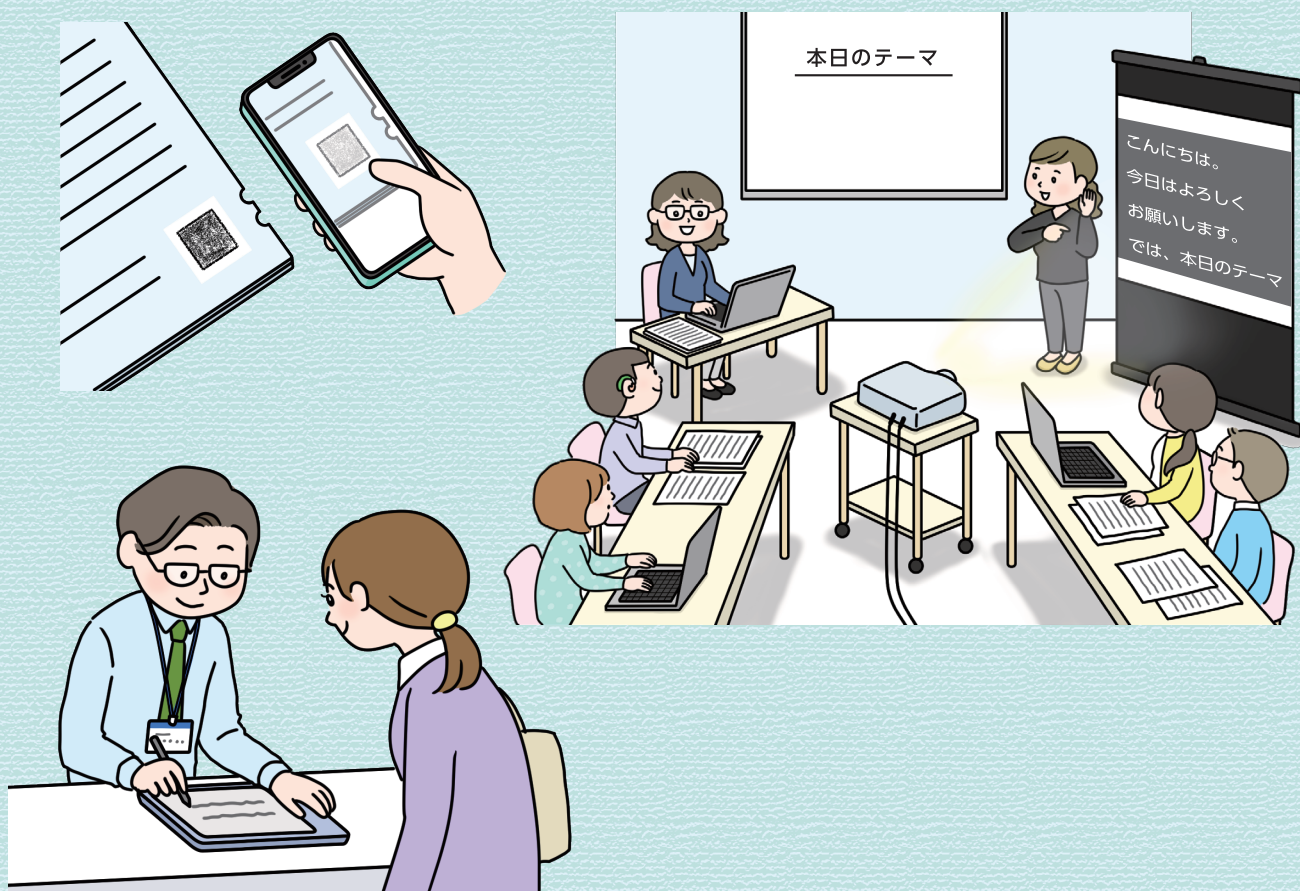


情報バリアフリー ハンドブック

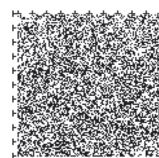


町田市

町田市福祉のまちづくり推進協議会

目次

- | | | | |
|---------------------|----|-----------------|----|
| 1. ハンドブックについて | 2 | 4. 広報・PR 等での配慮 | 12 |
| 2. さまざまなニーズに応じた情報提供 | 4 | 5. 情報保障に関する支援紹介 | 18 |
| 3. 日常でできる情報提供の工夫 | 10 | | |



音声コード Uni-Voice

ハンドブックについて

ハンドブックの作成の目的

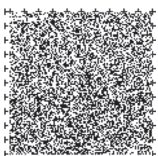
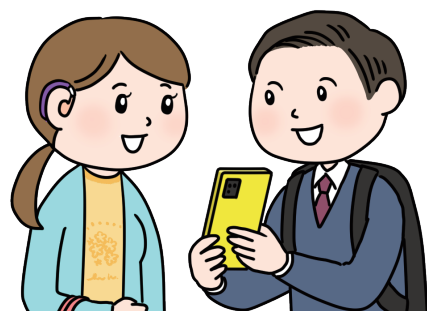
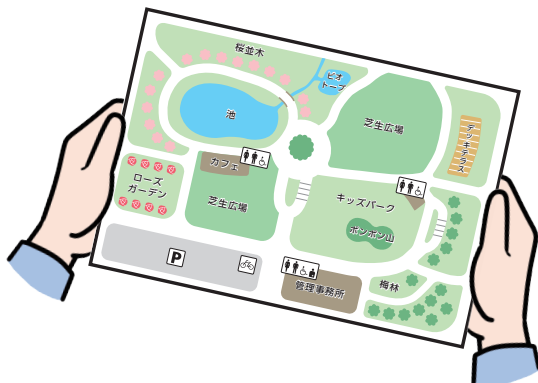
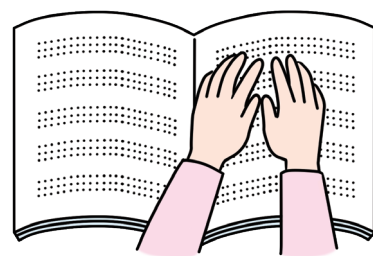
私たちが暮らしているまちでは、日常生活や社会生活において、情報の取得や利用、意思疎通を行うことに困難を感じている人がいます。

このハンドブックでは、情報を容易に得られる状態＝「情報バリアフリー」を目指して、情報の取得などに困難を感じている人の特性や状況、多様なニーズについて紹介しています。また、そのニーズに応じて、情報発信する人に配慮が求められる事項について紹介しています。その他、昨今のデジタル化の進展に伴い、パソコンやスマートフォン等のデジタルツールを活用した情報提供方法についても案内しています。

このハンドブックは、事業者をはじめとする市民の皆さまにご活用いただき、「情報バリアフリー」の実現に向け、行動してもらうことを目的としています。また市は、やがてすべての人が情報を得やすくなる「情報のユニバーサルデザイン」に発展できるよう、推進していきます。

*「ユニバーサルデザイン」とは

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げるという考え方です。



情報を入手するためには、いろいろな方法があります

- 文字だけでは情報を得ることができず、点字等を触ることで情報を得ている人がいます。また、スマートフォンやパソコンのアクセシビリティ機能*を使って文字を読み上げるなど、音声で情報を得ている人もいます。
- 音声だけでは情報を得ることができず、手話や文字などで情報を得ている人もいます。
- 言葉の意味を理解することが苦手で、図記号や写真、色の使い分けから情報を得ている人もいます。
- 色の見分けが難しく、色以外の情報（例えば、文字や模様など）もあれば区別できる人もいます。
- 外国語を母語とするなど、漢字の読み取りが難しく、ひらがなや多言語表記だと理解できる人もいます。



* アクセシビリティ機能とは

誰でもスマートフォンやパソコンが使えるように、または使いやすくなるようにサポートする機能のことをいいます。

スマートフォンのアクセシビリティ機能として、文字を読み上げるものや、文字を拡大してみることができる拡大鏡の機能などが挙げられます。

また、パソコンでは文字を読み上げるものや、ハイコントラスト機能（背景の色と文字の色のコントラストを確保することで、一般的な画面が見えにくい人が見やすくなる機能）などがあります。

「障がい者」の「害」の字について

「障害」の考え方として、個人の心身の機能の障がいの原因として、個人的な問題であるとする「医学モデル」の考え方と、「障害」は個人の心身の機能障がいと社会的障壁の相互作用によって作り出されるもので、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「社会モデル」の考え方があります。

2006年に採択された世界のルールである「障害者権利条約」では、「障害の社会モデル」の考え方が示されており、日本でもこの条約を批准して、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」を制定しました。

町田市は2003年から、「障害者」のように「ひと」に使用する場合に、表記を「障がい者」とする運用を行ってきました。上述の通り「障害」は社会の側にあるとする考え方に変っていますが、従来より「害」の文字には「悪くすること」「わざわざ」という否定的な意味（「広辞苑」より）があります。

このことから、「ひと」に関連して使用する場合に、「害」を使用することは人権尊重の観点から好ましくないと考え、平仮名表記としています。

ただし、国の法令や町田市以外の条例・規則及びそれに基づく制度、並びに施設の名称や団体名等の固有名詞はそのままの表記とします。

